

議案第 24 号

鯖江市特別会計設置条例の一部改正について

鯖江市特別会計設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 20 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

鯖江市総合開発事業会計を廃止したいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市特別会計設置条例の一部を改正する条例

鯖江市特別会計設置条例（昭和39年鯖江市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鯖江市総合開発事業会計」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和6年度鯖江市総合開発事業会計の収入および支出ならびに決算については、この条例による改正後の鯖江市特別会計設置条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、鯖江市総合開発事業会計に属する権利義務は、前項に規定するもののほか、鯖江市一般会計に帰属するものとする。